

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定並びに全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 17 号）の公布による。

## 立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条、第23条の2及び第23条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条、第23条の2及び第23条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都の</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都が</p>

<p>国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ ……略……</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付</p>	<p>行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ ……略……</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに東京都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付</p>
--	--

に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。) に係るものと除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。) の額

ウ 法第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) ……略……

(基礎賦課額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2 ……略……

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条第1項に規定する所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当

に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。) に係るものと除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。) の額

ウ 法第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものと除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) ……略……

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2 ……略……

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条第1項に規定する所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る

所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条各号列記以外の部分において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第23

配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条各号列記以外の部分において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第23

条各号列記以外の部分において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第22条第1号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 ……略……

#### 第14条 削除

#### 第15条 削除

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の2及び第23条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の

条各号列記以外の部分において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第22条第1号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 ……略……

#### (退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第14条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

#### (退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条に規定する所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第22条第1号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項に規定する所得割額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

#### (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の2及び第23条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第

見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用  
(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）ための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) .....略.....

（後期高齢者支援金等賦課額）

第16条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用  
(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、東京都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）ための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) .....略.....

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第16条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2 前項に規定する保険料の賦課額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条に規定する所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第3号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

第18条 削除

第19条 削除

(介護納付金賦課総額)

第20条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第23条及び第23条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条に規定する所得割額は、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第3号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項に規定する所得割額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第18条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第19条 前条に規定する所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第22条第3号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項に規定する所得割額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

(介護納付金賦課総額)

第20条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第23条及び第23条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ

る額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) ……略……

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) ……略……

（介護納付金賦課額）

第20条の2 ……略……

2 前項に規定する保険料の賦課額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第21条 ……略……

（低所得者の保険料の減額）

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に

る額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) ……略……

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) ……略……

（介護納付金賦課額）

第20条の2 ……略……

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

第21条 ……略……

2 前項に規定する所得割額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

（低所得者の保険料の減額）

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に

該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次

該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次

の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額及び第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割額から当該各号に定める額を減額して得た額に、それぞれ第13条、第17条又は第21条の規定により算定した所得割額（以下「算定後の所得割額」という。）を加えて得た額（以下「減額後の保険料額」という。）とし、減額後の保険料額が第24条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

- (1) ……略……
- (2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について295,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア～ウ ……略……

- (3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について545,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア～ウ ……略……

- 2 減額後の保険料額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。第24条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第24条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が第24条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

- (1) ……略……
- (2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について290,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア～ウ ……略……

- (3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について535,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア～ウ ……略……

<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の2 ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p><u>5 前各項の規定により算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額に、それぞれ当該未就学児が属する世帯における算定後の所得割額を加えた額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の3 当該年度において、その世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に定める出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「<u>第16条の2第1項</u>」と、「630,000円」とあるのは「<u>210,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「<u>第20条の2第1項</u>」と、「630,000円」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の2 ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の3 当該年度において、その世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に定める出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「<u>第16条の2又は第18条</u>」と、「630,000円」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「<u>第20条の2第1項</u>」と、「630,000円」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

「1項」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）とする。

(1) 及び(2) ……略……

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「630,000円」とあるのは「210,000円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定により算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の被保険者均等割額に、それぞれ当該出産被保険者が属する世帯における算定後の所得割額を加えた額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

（賦課限度額）

第24条 第12条の2第1項に規定する基礎賦課額にあっては630,000円

「20条の2」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）とする。

(1) 及び(2) ……略……

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「第16条の2又は第18条」と、「630,000円」とあるのは「190,000円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項又は第14条」とあるのは「第20条の2」と、「630,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

（賦課限度額）

第24条 第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額にあっては

を、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては210,000円を、第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額にあっては160,000円を超えることができない。

(保険料の賦課期日後の納付義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者の数が増加若しくは減少し、又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第16条の2第1項若しくは第20条の2第1項又は第23条第1項の規定による額、第23条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による第22条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額若しくは第23条の2第3項（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生し、又は被保険者の数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第16条の2第1項若しくは第20条の2第1項又は第23条第1項の規定による額、第23条の2第1項の規定に

630,000円を、第16条の2又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては190,000円を、第20条の2に規定する介護納付金賦課額にあっては160,000円を超えることができない。

(保険料の賦課期日後の納付義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者の数が増加若しくは減少し、又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第14条、第16条の2、第18条若しくは第20条の2又は第23条の規定による額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生し、又は被保険者の数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第14条、第16条の2、第18条若しくは第20条の2又は第23条の規定による額の算定は、当該納付義務が消滅

による第22条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額若しくは第23条の2第3項の規定による額の算定は、当該納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 前2項の規定により算定した保険料の賦課額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

附 則

1～7 ……略……

(未就学児の被保険者均等割額の特例)

8 当分の間、当該年度において、その世帯に未就学児がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額は、第22条第2号及び第4号並びに第23条の2の規定にかかわらず、賦課しないものとする。

した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって行う。

附 則

1～7 ……略……

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第23条第1項第2号及び第3号の規定、第23条の3第2項及び第5項の規定、第24条の規定並びに附則第8項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

